令和9年度

鹿児島県立指宿特別支援学校高等部入学者募集要項

〔１〕　募集定員及び出願資格

１　募集定員

普通科　第１学年　８人

（ただし、特別の理由がある場合については、県教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。）

２　出願資格

出願資格は、次のいずれにも該当する者とする。

⑴　学校教育法施行令第２２条の３（別紙）に示す知的障害、肢体不自由又は病弱の障害の程度を有する者

⑵　原則として、保護者が県内に居住している者

⑶　特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を令和９年３月に卒業する見込みの者、又は卒業した者、あるいは学校教育法施行規則第９５条（中学校卒業者と同等者）に該当する者

⑷　主として、指宿市、南九州市頴娃町、鹿児島市喜入瀬々串町・喜入中名町・喜入町・喜入前之浜町・喜入生見町・喜入一倉町に在住の者

〔２〕　出　願

１　出願期間

令和９年１月１４日(木)から２月１日(月)までとする。

２　出願手続

⑴　入学志願者は、在学（出身）学校長を通して、次の出願書類を提出する。

ア　入学願書　（保護者記入）

イ　調査書Ⅰ、Ⅱ　（保護者記入）

ウ　個人記録票(表紙)・個人記録票Ⅰ～Ⅲ(Ⅲは肢体不自由者のみ。出身学校記入)

⑵　個人記録票(表紙)には写真を添付する。写真は、上半身無帽、縦４㎝×横３㎝とし、３か月以内に撮影したもので、白黒、カラーのいずれでもよい。

⑶　出願にあたっては、出願書類に 110 円切手※３枚を同封する。（本校中学部からの志願者は 110 円切手１枚のみを同封する。）出願後、本校受検がなかった場合、切手は返却しない。

※　切手の使途及び必要枚数

・「願書受領通知」及び「受検票等」　出身学校長への送付用：１枚

・「選考結果通知」　出身学校長への送付用：１枚、入学志願者保護者への送付用：１枚

⑷　出願方法については、直接本校に申し込む。直接本校に持参する場合、必ず事前に連絡を入れること。

⑸　受検上何らかの措置を必要とする場合は、出願の際に出身学校長を通じて申し出ること。

３　入学検定料　　不要

４　注意（併願について）

⑴　県内公立高等学校及び県立特別支援学校との併願については、認めない。

⑵　鹿児島高等特別支援学校と本校の併願については、認める。ただし、鹿児島高等特別支援学校の合格者による本校の受検については、認めない。

⑶　鹿児島高等特別支援学校に合格した場合や私立高等学校等への入学が決定し、本校を受検しない場合は、直ちに電話連絡を行うとともに、本校校長宛てに不受検届（様式２）を提出すること。

〔３〕　出願書類の請求等

依頼文書（受検者数と必要部数を明記）を添え請求する。なお、予備の出願書類請求はできない。

１　郵送で請求する場合、同封する返信用切手は次のとおりとする。

⑴　１人分　　：１８０円分の切手

⑵　２～３人分　：３２０円分の切手

２　直接本校に取りに来る場合、切手は不要とするが、必ず事前に連絡を入れること。

【出願書類請求先・提出先】

〒８９１－０４０３　指宿市十二町４１９３番地２
鹿児島県立指宿特別支援学校長　宛て

〔４〕　入学者の選考

１　方法

⑴　入学者の選考は、調査書・個人記録票・学力検査・医学検査（学校医による健康診断）及び面接等の結果に基づいて行う。

⑵　Ｅ課程（訪問教育課程）の志願者に対しては、出身学校長の申出により、自宅等で選考を実施することができる。

２　入学選考日

⑴　日　時

令和９年２月１９日（金）　予備日：２２日（月）　　午前９時～午後３時

⑵　場　所

鹿児島県立指宿特別支援学校　（指宿市十二町４１９３番地２）

３　学力検査

志願者の実態に応じて、学力検査を行う。

⑴　肢体不自由者・病弱者

・　国語、数学、外国語（英語）

・　検査時間はそれぞれ３０分間とする。

⑵　知的障害者

・　国語、数学

・　検査時間はそれぞれ３０分間とする。

・　教科の学力検査が困難な志願者に対しては、口頭や筆記等による個別検査を実施する。

４　面接

面接は、生徒面接、保護者面接、総合面接（志願者と保護者同席の面接）を行う。

５　医学検査

他校（特別支援学校・中学校等）からの志願者について、学校医による健康診断（内科）を保護者同席の上実施する。

６　感染症等に罹患した生徒への対応について

感染症等の罹患により通常の受検が困難な場合、即座に出身学校等の校長を通じて、本校校長に申出を行うこととし、状況に応じて個別に必要な対応を行うものとする。

７　結果の通知

選考の結果については、令和９年３月４日（木）午前１０時に、本校玄関に受検番号を掲示する。また、学校ホームページ上に掲載する。発表後、出身学校長及び保護者に対して、書面を送付する。

なお、入学者選考の結果についての電話等による問い合わせには一切応じないこととする。

〔５〕　検査結果の情報提供

受検者は、口頭で検査結果の情報提供を申し出ることができる。情報提供については以下のとおりとする。

１　提供内容

学力検査の各教科の得点とする。

２　申出方法

学力検査の受検者本人に限り、来校して口頭で申し出る。その際は、本人であることを確認できる書類（受検票等）を提示すること。

３　提供方法

本校教頭又は高等部主事が口頭により伝達する。

４　期間及び時間

・　令和９年３月８日（月）から３月１２日（金）までの期間とする。

・　時間は午前９時から午後４時までとする。

５　場所

鹿児島県立指宿特別支援学校

６　その他

電話等での問合せは、本人であることが確認できないため応じないこととする。

〔６〕　その他

１　出願手続きを完了した者については、願書受領の通知及び入学者選考についての通知書を出身学校長あてに送付する。

２　入学者説明会を３月１８日（木）午前に予定している。詳細は、「選考結果通知」に同封する。

３　不明な点については、直接本校に問い合わせること。

【問合せ先】

鹿児島県立指宿特別支援学校　ＴＥＬ：０９９３－２３－３２１１ ＦＡＸ：０９９３－２３－３２１２ 担　当：教頭又は高等部主事（田中）

（別紙）

学校教育法施行令

第二十二条の三　法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区　　分	障　害　の　程　度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね０．３未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね６０デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一　肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二　肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病　弱　者	一　慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二　身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

一　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

二　聴力の測定は、日本工業規格によるオージオメータによる。